

証券コード 2930
平成25年5月13日

株 主 各 位

札幌市北区北七条西一丁目1番地2
株式会社北の達人コーポレーション
代表取締役社長 木下 勝 寿

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年5月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年5月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市北区北七条西一丁目1番地2
SE山京ビル2階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第12期（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）事業
報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 剰余金処分の件
第 2 号 議 案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kitanotatsujin.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成24年3月1日から  
平成25年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、東日本大震災の復興需要等により緩やかながら回復基調にありましたが、欧州の財政金融不安や新興国をはじめとする世界経済の景気減速等により、依然として先行きは不透明な状況が続いておりました。一方で、昨年末の政権交代に伴い、新政権による新たな景気回復策に反応した円安や株価の回復等、経済の先行きに変化の兆しが見られました。

当社の主要な販売形態であるEコマース（電子商取引）業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及拡大に伴い、インターネットの利用が一層拡大し、Eコマース市場全体を押し上げております。

このような市場環境に鑑み、当社におきましては、市場拡大のチャンスは今後益々高まると判断し、スマートフォンやタブレット端末における利便性の向上や、激変する顧客ニーズへの対応等、今後も数多くのおお客様にご利用いただけるサイトの構築に努めるとともに質的向上を図りました。

また、当社は平成24年5月29日に札幌証券取引所アンビシャス市場への上場を果たし、更に平成25年3月27日には、札幌証券取引所において最短となる302日目での本則市場への市場変更を果たしました。これらによる信用力の向上やブランド認知度の向上などのシナジー効果で、更に成長への基盤が固まっていくものと考えております。

こうした経営環境の下、平成25年2月期第2四半期までの好調な業績を踏まえ、修正計画（上方修正）を策定し、平成24年9月28日に発表いたしました。当社の主力商品である「カイトキオリゴ」と、第2の柱として急成長している「みんなの肌潤糖」の売上高は、これまで順調に推移しており、概ね計画どおりの売上を達成することができました。課題でありました「カイトキオリゴ」への売上依存度の高さ（平成24年2月期では85.2%）につきましても、平成25年2月期第4四半期会計期間では60.6%まで縮小され、順調に改善が進んでおります。また、平成24年8月より「直火釜練り直送石けん二十年ほいっぷ」、平成24年12月より「みんなの肌潤糖 クリア」の発売を開始し、更なる売上の拡大や収益力の強化に注力してまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,380,470千円（前事業年度比70.9%増）、営業利益285,118千円（同98.3%増）、経常利益273,875千円（同93.1%増）、当期純利益159,484千円（同77.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、平成24年5月29日の札幌証券取引所アンビシャス市場への上場に伴う公募増資により、50,600千円の資金調達を行いました。また、金融機関より長期借入金として300,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第9期<br>(平成22年2月期) | 第10期<br>(平成23年2月期) | 第11期<br>(平成24年2月期) | 第12期<br>(当事業年度)<br>(平成25年2月期) |
|---------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                | 683,846           | 739,113            | 807,771            | 1,380,470                     |
| 経 常 利 益 (千円)              | 136,996           | 92,587             | 141,864            | 273,875                       |
| 当 期 純 利 益 (千円)            | 79,930            | 59,488             | 90,099             | 159,484                       |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 6,890.56          | 5,128.35           | 155.34             | 64.31                         |
| 総 資 産 (千円)                | 288,049           | 312,846            | 493,312            | 1,104,787                     |
| 純 資 産 (千円)                | 202,278           | 261,766            | 351,866            | 553,442                       |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 17,437.77         | 22,566.12          | 606.67             | 217.30                        |

- (注) 1. 第9期において、平成21年5月16日付で1株につき20株の株式分割を行っております。第9期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 第11期において、平成23年9月16日付で1株につき50株の株式分割を行っております。第11期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
3. 第12期において、平成25年2月9日付で1株につき4株の株式分割を行っております。第12期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主要な販売形態であるEコマース（電子商取引）業界は、販売競争が年々激化しております。その中において、更に新商品の開発を積極的に行うことで、売上・利益の最大化を目指してまいります。

具体的には、健康・美容等の悩みに対して効果を実感しやすく、リピートされやすい商品分野を中心に、また、ライフサイクルが長く、定期購入型のビジネスモデルに適した商品を開発してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成25年2月28日現在）

当社は、インターネット上で一般消費者向けに健康美容商品を販売する「Eコマース事業」を行っております。

#### (6) 主要な事業所（平成25年2月28日現在）

|   |   |                  |
|---|---|------------------|
| 本 | 社 | 札幌市北区北七条西一丁目1番地2 |
|---|---|------------------|

#### (7) 使用人の状況（平成25年2月28日現在）

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 22(18)名 | 4(5)名増    | 31.1歳 | 2.4年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### (8) 主要な借入先の状況（平成25年2月28日現在）

| 借入先       | 借入額      |
|-----------|----------|
| 株式会社北洋銀行  | 91,666千円 |
| 株式会社北海道銀行 | 91,660千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 94,286千円 |

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成25年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(注) 平成25年2月9日付にて実施した株式分割（1株を4株に分割）に伴い、発行可能株式総数は5,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 2,541,400株（自己株式200株を含む）

(注) 1. 公募増資により、発行済株式の総数は50,000株増加しております。

2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は5,350株増加しております。

3. 株式分割（1株を4株に分割）の実施により、発行済株式の総数は1,906,050株増加しております。

(3) 株主数 344名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名        | 持株数        | 持株比率   |
|------------|------------|--------|
| 木下 勝 寿     | 1,600,800株 | 62.99% |
| 松井証券株式会社   | 100,900株   | 3.97%  |
| 木下 浩 子     | 72,600株    | 2.86%  |
| 岡田 久 則     | 46,000株    | 1.81%  |
| 井上 裕 太     | 44,500株    | 1.75%  |
| 鈴木 拓 也     | 43,200株    | 1.70%  |
| 須田 忠 雄     | 42,400株    | 1.67%  |
| 日本証券金融株式会社 | 40,900株    | 1.61%  |
| 今給黎 孝      | 29,100株    | 1.15%  |
| 落田 徹       | 25,600株    | 1.01%  |

(注) 持株比率は、自己株式（200株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年2月28日現在）

|                        |                   |                                         |                       |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------------|-----------------------|
|                        |                   | 第2回新株予約権                                |                       |
| 発行決議日                  |                   | 平成21年6月2日                               |                       |
| 新株予約権の数                |                   | 110個                                    |                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 22,000株<br>(新株予約権1個につき200株) (注) 3. |                       |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                     |                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり27,500円<br>(1株当たり138円) (注) 3. |                       |
| 権利行使期間                 |                   | 平成23年7月1日から<br>平成28年6月30日まで             |                       |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1.、2.                               |                       |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数             | 110個<br>22,000株<br>2名 |

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
2. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に株式分割したこと及び平成25年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

当社は、平成24年9月28日開催の取締役会において、当社の取締役に対し、下記のとおり公正価格にて有償で新株予約権を発行することを決議し、平成24年10月16日に発行いたしました。

|                        |                   |                                              |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------|
|                        |                   | 第4回新株予約権                                     |
| 発行決議日                  |                   | 平成24年9月28日                                   |
| 新株予約権の数                |                   | 440個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 176,000株<br>(新株予約権1個につき400株) (注) 2.     |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり2,800円                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり269,000円<br>(1株当たり673円) (注) 2.     |
| 権利行使期間                 |                   | 平成24年10月16日から<br>平成34年10月15日まで               |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1.                                       |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 440個<br>目的となる株式数 176,000株<br>保有者数 3名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、以下の(i)に掲げる条件を満たした場合、及び、(ii) (iii)に掲げる条件のいずれかを満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- (i) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期及び平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が200百万円を下回らないこと。



(ii) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期の損益計算書における経常利益の金額が300百万円を超過すること。

(iii) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が350百万円を超過すること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、権利行使をしようとする日の前営業日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が本新株予約権の行使価額（ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める事象が生じた場合には、当割当契約の定めるところにより適切に調整されるものとする。）の120%を超過している場合にのみ、権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 平成25年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成25年2月28日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                |
|----------|-------|---------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 木下勝寿  |                                             |
| 取締役      | 堀川麻子  | 営業部長                                        |
| 取締役      | 清水重厚  | 管理部長                                        |
| 取締役      | 徳丸博之  | 株式会社につこう社代表取締役社長                            |
| 取締役      | 山本明彦  | 山本コンサルティングオフィス代表<br>インフォテリア株式会社社外監査役        |
| 常勤監査役    | 布田三宥  |                                             |
| 監査役      | 久保田 廣 | 社団法人北海道警友会会長                                |
| 監査役      | 甚野章吾  | 甚野公認会計士事務所所長<br>北斗税理士法人代表社員所長<br>札幌監査法人代表社員 |

- (注) 1. 取締役徳丸博之氏及び山本明彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役布田三宥氏、久保田廣氏、甚野章吾氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役布田三宥氏は、通算12年にわたり上場会社を含む監査役としての経験を有し、監査役久保田廣氏は上場会社の監査役としての経験を有し、また、監査役甚野章吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、3名の監査役とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役久保田廣氏は札幌証券取引所の規定する独立役員であります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員       | 報酬等の額                 |
|------------------|------------|-----------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2名) | 89,910千円<br>(1,410千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 7,500千円<br>(7,500千円)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 8名<br>(5名) | 97,410千円<br>(8,910千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額250,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役徳丸博之氏は、株式会社につこう社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 取締役山本明彦氏は、山本コンサルティングオフィス代表及びインフォテリア株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役久保田廣氏は、社団法人北海道警友会会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長及び北斗税理士法人代表社員所長並びに札幌監査法人代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名   | 主な活動状況                                                                                                                                               |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 徳丸 博之 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。他社代表取締役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。                                          |
| 取締役 | 山本 明彦 | 平成24年5月30日就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。上場企業の元取締役及び監査役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。                             |
| 監査役 | 布田 三宥 | 当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するため適宜質問及び助言を行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。上場会社を含む監査役として長年培った経験及び見地から発言を行っております。 |
| 監査役 | 久保田 廣 | 当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。上場会社の監査役として培った経験及び見地から発言を行っております。                                                        |
| 監査役 | 甚野 章吾 | 当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。                                                            |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

清明監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、株式上場に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、以下に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。  
\*クレド (Credo) とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。
- ③ 取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。
- ② 経営理念を基軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。
- ③ 取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ④ 経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

**(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社には、現在親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はない。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- ② 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ② 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的な会合をもち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

**7. 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(平成25年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部        |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,081,395</b> | <b>流動負債</b>    | <b>374,712</b>   |
| 現金及び預金          | 748,985          | 買掛金            | 18,466           |
| 売掛金             | 84,846           | 未払金            | 38,408           |
| 製品              | 136,109          | 1年内返済予定の長期借入金  | 100,980          |
| 仕掛品             | 17,616           | 未払法人税等         | 94,139           |
| 原材料及び貯蔵品        | 72,223           | 未払消費税等         | 13,593           |
| 前払費用            | 4,266            | 前受金            | 84,934           |
| 繰延税金資産          | 16,186           | 預り金            | 3,220            |
| その他             | 2,339            | 販売促進引当金        | 18,049           |
| 貸倒引当金           | △1,177           | その他            | 2,919            |
| <b>固定資産</b>     | <b>23,391</b>    | <b>固定負債</b>    | <b>176,632</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,375</b>     | 長期借入金          | 176,632          |
| 建物              | 3,848            | <b>負債合計</b>    | <b>551,344</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 2,527            | <b>純資産の部</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,985</b>     | <b>株主資本</b>    | <b>552,210</b>   |
| 特許権             | 614              | 資本金            | 73,771           |
| 商標権             | 2,993            | 資本剰余金          | 53,771           |
| ソフトウェア          | 377              | 資本準備金          | 53,771           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>13,029</b>    | <b>利益剰余金</b>   | <b>424,745</b>   |
| 出資金             | 5,000            | その他利益剰余金       | 424,745          |
| 差入保証金           | 6,755            | 繰越利益剰余金        | 424,745          |
| 繰延税金資産          | 1,274            | <b>自己株式</b>    | <b>△77</b>       |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,104,787</b> | <b>新株予約権</b>   | <b>1,232</b>     |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>553,442</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,104,787</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成24年3月1日から  
平成25年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 1,380,470 |
| 売 上 原 価                 |         | 358,865   |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,021,605 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 736,487   |
| 営 業 利 益                 |         | 285,118   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 2       |           |
| 受 取 弁 済 金               | 20      |           |
| 物 品 売 却 益               | 135     |           |
| そ の 他                   | 53      | 210       |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 569     |           |
| 株 式 交 付 費               | 2,194   |           |
| 株 式 公 開 費 用             | 8,684   |           |
| そ の 他                   | 5       | 11,453    |
| 経 常 利 益                 |         | 273,875   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 273,875   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 126,003 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △11,611 | 114,391   |
| 当 期 純 利 益               |         | 159,484   |

# 株主資本等変動計算書

(平成24年3月1日から)  
(平成25年2月28日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |             |              |             |      |            |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------|--------------|-------------|------|------------|
|                             | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金    |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
|                             |         |           |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |      |            |
| 当期首残高                       | 47,000  | 27,000    | 27,000      | 277,866      | 277,866     | —    | 351,866    |
| 当期変動額                       |         |           |             |              |             |      |            |
| 新株の発行                       | 25,300  | 25,300    | 25,300      |              |             |      | 50,600     |
| 新株の発行<br>(新株予約権の<br>行使)     | 1,471   | 1,471     | 1,471       |              |             |      | 2,942      |
| 剰余金の配当                      |         |           |             | △12,606      | △12,606     |      | △12,606    |
| 当期純利益                       |         |           |             | 159,484      | 159,484     |      | 159,484    |
| 自己株式の取得                     |         |           |             |              |             | △77  | △77        |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額(純額) |         |           |             |              |             |      |            |
| 当期変動額合計                     | 26,771  | 26,771    | 26,771      | 146,878      | 146,878     | △77  | 200,343    |
| 当期末残高                       | 73,771  | 53,771    | 53,771      | 424,745      | 424,745     | △77  | 552,210    |

|                             | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-----------------------------|-------|---------|
| 当期首残高                       | —     | 351,866 |
| 当期変動額                       |       |         |
| 新株の発行                       |       | 50,600  |
| 新株の発行<br>(新株予約権の<br>行使)     |       | 2,942   |
| 剰余金の配当                      |       | △12,606 |
| 当期純利益                       |       | 159,484 |
| 自己株式の取得                     |       | △77     |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額(純額) | 1,232 | 1,232   |
| 当期変動額合計                     | 1,232 | 201,575 |
| 当期末残高                       | 1,232 | 553,442 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・原材料・仕掛品 月別総平均法による原価法

②貯蔵品 月別総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～50年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

平成25年2月9日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,780千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|           | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式     |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式(注)1. | 580,000           | 1,961,400         | —                 | 2,541,400        |
| 合計        | 580,000           | 1,961,400         | —                 | 2,541,400        |
| 自己株式      |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式(注)2. | —                 | 200               | —                 | 200              |
| 合計        | —                 | 200               | —                 | 200              |

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,961,400株の内訳は、公募株式の発行による増加50,000株、新株予約権の行使による増加5,350株、平成25年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割したことによる増加1,906,050株であります。

2. 自己株式の増加200株の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加50株、平成25年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割したことによる増加150株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成24年9月28日<br>取締役会 | 普通株式  | 12,606         | 20               | 平成24年8月31日 | 平成24年11月8日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成25年5月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 33,035         | 13               | 平成25年2月28日 | 平成25年5月30日 |

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|------------|----------|----------|----------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式     | 普通株式     | 普通株式     |
| 目的となる株式の数  | 37,600株  | 14,000株  | 176,000株 |
| 新株予約権の残高   | 188個     | 70個      | 440個     |

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄うことを原則としながら、中長期における資金需要並びに金利動向等を注視した上で必要に応じて機動的に資金調達を行い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

###### i. 資産

現金及び預金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。

###### ii. 負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、長期借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、財務担当部門が金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

###### iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

|            | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円）  | 差額（千円） |
|------------|--------------|---------|--------|
| ①現金及び預金    | 748,985      | 748,985 | —      |
| ②売掛金       | 84,846       |         |        |
| 貸倒引当金（※1）  | △1,177       |         |        |
|            | 83,668       | 83,668  | —      |
| 資産計        | 832,653      | 832,653 | —      |
| ①買掛金       | 18,466       | 18,466  | —      |
| ②未払金       | 38,408       | 38,408  | —      |
| ③長期借入金（※2） | 277,612      | 279,695 | 2,083  |
| 負債計        | 334,486      | 336,570 | 2,083  |
| デリバティブ取引   | —            | —       | —      |

（※1）売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金については、1年内返済予定を含んでおります。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項（資産）

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（負債）

①買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。



(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|---------------|
| 出資金   | 5,000         |
| 差入保証金 | 6,755         |

上記出資金、差入保証金については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 748,985      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 84,846       | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 833,831      | —                   | —                    | —            |

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|
| 長期借入金 | 100,980      | 92,565              | 84,067              |

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 繰延税金資産（流動）   |                 |
| 未払事業税        | 7,710千円         |
| 販売促進引当金      | 7,052千円         |
| 未払費用         | 1,149千円         |
| 貸倒引当金        | <u>273千円</u>    |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 16,186千円        |
| 繰延税金資産（固定）   |                 |
| 減価償却費        | 1千円             |
| 貸倒損失         | <u>1,273千円</u>  |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 1,274千円         |
| 繰延税金資産合計     | <u>17,460千円</u> |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類       | 会社等の名称又は氏名 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額（千円） | 科目    | 期末残高（千円） |
|----------|------------|-----------|-------------------|-----------|----------|----------|-------|----------|
| 役員及び主要株主 | 木下 勝寿      | 当社代表取締役社長 | （被所有）<br>直接62.99  | —         | 新株予約権の付与 | 1,176    | 新株予約権 | 1,176    |
| 役員       | 堀川 麻子      | 当社取締役     | （被所有）<br>直接 0.41  | —         | 新株予約権の付与 | 28       | 新株予約権 | 28       |
| 役員       | 清水 重厚      | 当社取締役     | （被所有）<br>直接 0.41  | —         | 新株予約権の付与 | 28       | 新株予約権 | 28       |

（注）平成24年9月28日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権の付与が決議されたことによるものであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- （1）1株当たり純資産額 217円30銭
- （2）1株当たり当期純利益金額 64円31銭

（注）当社は、平成25年2月9日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年4月19日

株式会社北の達人コーポレーション  
取締役会 御中

### 清明監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 島 貫 幸 治 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 貴 之 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北の達人コーポレーションの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 4月23日

株式会社北の達人コーポレーション監査役会

|                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 布 田 三 宥 | Ⓜ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 久保田 廣   | Ⓜ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 甚 野 章 吾 | Ⓜ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第12期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は33,035,600円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年5月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | きのしたかつひさ<br>木下勝寿<br>(昭和43年10月12日生) | 平成4年4月 株式会社リクルート入社<br>平成11年12月 合資会社サイマート設立 無限責任社員<br>平成14年5月 当社設立 代表取締役社長就任<br>(現任)                                          | 1,600,800株    |
| 2     | ほりかわあさこ<br>堀川麻子<br>(昭和56年5月17日生)   | 平成17年3月 株式会社ジオス入社<br>平成18年7月 当社入社<br>平成21年1月 当社執行役員営業部長就任<br>平成21年5月 当社取締役営業部長就任(現任)                                         | 10,600株       |
| 3     | しみずしげあつ<br>清水重厚<br>(昭和40年12月6日生)   | 昭和60年4月 峰延農業協同組合入組<br>平成12年8月 株式会社エスアールエル入社<br>平成20年5月 当社入社<br>平成21年1月 当社執行役員管理部長就任<br>平成21年5月 当社取締役管理部長就任(現任)               | 10,600株       |
| 4     | とくまるひろゆき<br>徳丸博之<br>(昭和44年10月13日生) | 平成4年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行<br>平成15年6月 有限会社につこう社設立 取締役就任<br>平成18年5月 株式会社につこう社に組織変更 代表取締役就任(現任)<br>平成23年1月 当社取締役就任(現任) | 4,000株        |

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 徳丸博之氏は、社外取締役候補者であります。

同氏は、株式会社につこう社の代表取締役を兼職しており、その実績・見識により、当社取締役就任以降、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしてこられました。上記の理由により、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年4ヶ月となります。



3. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は徳丸博之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

以 上



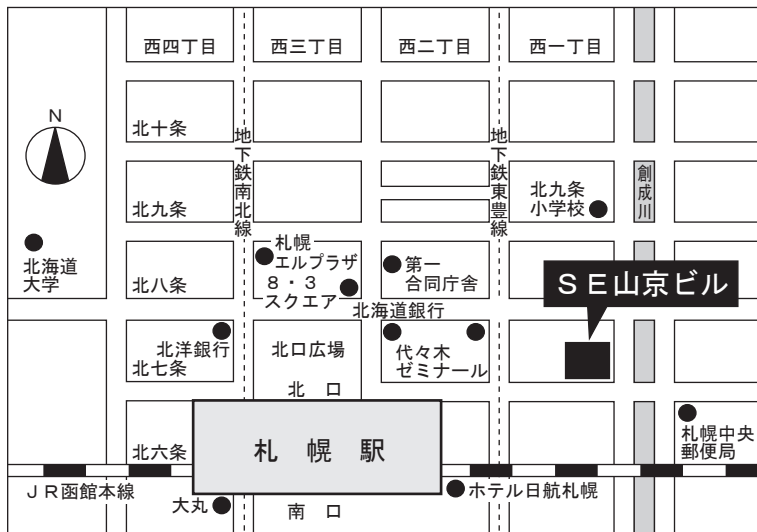


# 株主総会会場ご案内図

札幌市北区北七条西一丁目1番地2

SE山京ビル 2階 会議室

電話 (011) 757-5567 (代表番号)



・ JR札幌駅北口より徒歩3分

・ 地下鉄札幌駅より徒歩5分

(お願い) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。